

愛媛県在宅医療・訪問看護推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県の在宅医療・訪問看護の推進に関する検討を行うため、「愛媛県在宅医療・訪問看護推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について専門的な検討協議を行う。

- (1) 在宅医療、訪問看護に係る現状分析、課題の抽出等に関すること。
- (2) 地域医療介護総合確保基金により実施する在宅医療関係事業の評価、検証等に関すること。
- (3) その他本県の在宅医療、訪問看護の推進に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 在宅医療・訪問看護の関係団体代表者
- (2) 保健医療従事者
- (3) 学識経験者
- (4) その他知事が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。

2 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、会長の指名によって定める。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があるときは会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。